

国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の適正管理に関する 相談窓口について

平成19年10月10日
改正 平成25年3月31日
改正 平成29年7月1日
改正 平成29年11月8日

第1 国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の適正管理に関する規程（平成19年規程第10号）第17条に規定する相談窓口は次表に定めるとおりとする。

事 項		相 談 窓 口
申請関係	学内予算	総務部財務課財務企画チーム
	学外資金（外部資金）	教育研究支援部研究推進課研究推進チーム
予算管理関係	科学研究費補助金	総務部財務課経理チーム
	上記以外	総務部財務課財務企画チーム
資金使用関係	謝金，旅費等	総務部財務課経理チーム
	図書・雑誌等	教育研究支援部研究推進課図書館チーム
	上記以外	総務部財務課契約チーム

第2 前項の表において「予算管理関係」とは予算の執行状況等をいい、「資金使用関係」とは資金の使用手続き及び使用ルールをいう。